

介護予防防事業者
氏名又は名 住所又は主たる事務所
の所在地
事業の種類
廃止年月日

サンキ・ウエルビィ株式会社
広島市西区商工センター六丁目一番一
号
サンキ・ウエルビィ介護センター
防府市栄町二丁目二番二九
号
介護予防
令和四、三、三一

公益社団法人山口県看護協会
防府市大字上右田二六八六
号
山口県看護協会訪問看護ステーションあぶ
阿武郡阿武町の
一
介護予防
令和四、三、三一

医療法人社団三志会
岩国市尾津町二丁目二二番一〇号
医療法人社団三志会藤本循環器科・内科
岩国市南岩国町四丁目五七番二七号
介護予防
令和四、一

株式会社葉明館
南岩国町一丁目三〇番一六号
むさし薬局
光市大字岩田小池東九七八の三
介護予防
二、二八

株式会社田村邸
山口市白石三丁目七番四号
白石三丁目田村邸
山口市白石三丁目七番四号
介護予防
〃

社会福祉法人光葉会
岩国市室の木町三丁目一番七四号
光葉苑デイサービスセンター
岩国市下三一の二
〃
三、三一

山口県告示第百七十三号
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。
令和四年六月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政
居宅介護事業者
氏名又は名 住所又は主たる事務所
の所在地
居宅介護事業所の名称
所在地
事業の種類
指定年月日
福岡県糟屋郡新宮町緑ヶ浜四丁目一七番二二二号
さくら薬局徳山中央病院前
周南市孝田町二番一号
居宅療養管理指導
令和四、五、一六

山口県告示第百七十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。
令和四年六月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政
介護予防防事業者
氏名又は名 住所又は主たる事務所
の所在地
介護予防事業所の名称
所在地
事業の種類
指定年月日
福岡県糟屋郡新宮町緑ヶ浜四丁目一七番二二二号
さくら薬局徳山中央病院前
周南市孝田町二番一号
介護予防
令和四、五、一六

山口県告示第百七十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、令和四年六月二十一日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。
令和四年六月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政
道路の種類 県道
路線名 新南陽津和野線
道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
周南市土井一丁目一七五三の七地先から同市大字下土井九五四の四地先まで	新	最狭 一・一〇 最広 四三・八	二一九・〇	
	旧	最狭 一六・〇〇 最広 四四・〇〇	二一九・〇	道路改良工事の完了による。

山口県告示第百七十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
 その関係図面は、令和四年六月二十一日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和四年六月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
新南陽津和野線	周南市土井二丁目一七五三の七地先から同市大字下上字土井九五四の四地先まで	令和四年六月二十二日

山口県告示第百七十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の五第一項の規定により、県道徳山本郷線道路改良（市ヶ原トンネル）工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

令和四年六月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 県道徳山本郷線道路改良（市ヶ原トンネル）工事
- (一) 工事場所 岩国市美川町小川字嶋石及び字川嶋地内
- (二) 工事の概要

工 法	延 長	道 路 幅 員
ナトム工法	二二四・〇メートル	八・五メートル（車道六・〇メートル）

- 二 経営規模等入札参加資格
- 入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（令和二年山口県告示第四百二十二号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木一式工事のA等級であること。

- 2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（土木工事業に係るものに限る。）を受けていること。
- 3 出資比率が三十五パーセント以上であること。

- (二) 共同企業体の代表者の令和四年六月二十日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七條の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の土木一式工事の数値が九百以上であること。

- (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の土木一式工事の数値が八百五十以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

- 経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

- (二) 申請書等の提出方法

- 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年山口県条例第三十二号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して提出するものとする。

- (三) 申請書等の提出期限

令和四年七月十二日 午後四時三十分

- (四) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

- 電子入札システムを使用して令和四年八月八日までに経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書により行う。

四

- この審査についての問合せは、山口県岩国土木建築事務所（電話〇八二七一二九一

一五四〇)にすること。

山口県告示第百七十八号

建築物に関する中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程の指定に関する告示
(令和四年山口県告示第三十八号)の一部を次のように改正する。

令和四年六月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

三中「第八十五条第五項」を「第八十五条第六項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

山口県告示第百七十九号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。)第六百六十七
条の五第一項及び第六百六十七条の十一第二項の規定により、令和四年十月一日から令和
七年九月三十日までの間において県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、
借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札(以下
「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格(以下「競争入札参加資格」とい
う。)並びに当該競争入札参加資格の審査(以下「資格審査」という。)の申請の時期
及び方法等について、次のとおり定めた。

令和四年六月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 競争入札参加資格

(一) 競争入札(地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令
(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約(以下「特定調達契約」
という。)に係るものを除く。)に参加することができる者は、政令第六百六十七
条の四(政令第六百六十七条の十一第一項において準用する場合を含む。以下同じ。)
の規定に基づき競争入札に参加することができない者以外の者(所得税又は法人
税、消費税及び県税を滞納していない者に限る。)で、物品等の製造の請負並びに
物品等の買入れ、借入れ及び売払いにあつては契約の種類及び金額に応じ四等級
に、業務の委託にあつては契約の金額に応じ三等級(県庁舎等の清掃業務の委託に
あつては、二等級)に区分して格付される資格を有するものとする。

(二) 競争入札参加資格の格付は、次に掲げる事項を審査して行うものとする。ただ
し、県庁舎等の清掃業務の委託の契約に係る競争入札参加資格の格付は、建築物に
おける衛生的環境の確保に関する法律(昭和四十五年法律第二十号)第十二条の二
第一項の規定による建築物における清掃を行う事業の登録を受けている者(以下
「建築物清掃業者」という。)についてののみ行うものとする。

- 1 資格審査の申請をする日(以下「申請日」という。)の属する営業年度の直前
の営業年度(決算が申請日までに確定しない場合にあつては、決算の確定してい
る直前の営業年度)の決算(以下「直前決算」という。)における自己資本額
(法人にあつては貸借対照表の純資産の部に計上した額の合計額とし、個人に
あつては次年度繰越純資本金の額とする。)
- 2 直前決算における流動比率(流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を
百分比で表したものをいう。)
- 3 物品等の製造を主たる業とする者にあつては、直前決算における機械装置、車
両運搬具、工具及び器具の残存価格
- 4 申請日の前日における営業(建築物清掃業者にあつては、清掃業務)に従事す
る職員の数
- 5 山口県内に本店若しくは主たる事務所を有する者(以下「県内業者」とい
う。)
- 6 申請日の前日までの営業年数(建築物清掃業者にあつては、清掃業務に係るも
のに限る。)
- 7 直前決算の日以前二年の各営業年度における売上高により算出した年間平均売
上高(建築物清掃業者にあつては、直前決算の日以前二年の各営業年度における
清掃業務受託高により算出した年間平均契約金額)
- 8 建築物清掃業者にあつては、申請日の属する年度の直前の二年度間において清
掃業務委託に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けた期間
- 9 県内業者にあつては、次世代育成支援対策推進法(平成十五年法律第二十
号)第十二条第一項に規定する一般事業主行動計画(以下「一般事業主行動計
画」という。)の策定及び届出の有無
- 10 県内業者にあつては、やまぐち女性の活躍推進事業者の登録の有無
- 11 県内業者にあつては、環境マネジメントシステムに関する国際標準化機構の認
証取得の有無
- 12 県内業者にあつては、環境マネジメントシステムに関する一般財団法人持続性
推進機構の認証及び登録の有無

(三) 特定調達契約に係る競争入札に参加することができる者は、政令第六十七条の四の規定に基づき競争入札に参加することができない者以外の者（所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していない者に限る。）で、次に掲げる要件に該当するものとする。

1 物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れにあつては、(二)の1から4まで、6及び7に掲げる事項を審査して行う資格審査において、資格を有すると認められる者であること。

2 業務の委託にあつては、(二)の1、2、4、6及び7に掲げる事項（建築物清掃業者にあつては、(二)の1、2及び4から8までに掲げる事項）を審査して行う資格審査において、契約の金額に応じ三等級（県庁舎等の清掃業務の委託にあつては、二等級）に区分して格付される資格を有する者であること。

(四) 競争入札参加資格の有効期間
競争入札参加資格の有効期間は、当該競争入札参加資格が決定された日から令和七年九月三十日までの間とする。

(一) 申請の時期は、令和四年六月二十一日以降随時とする。

(二) 資格審査を受けようとする者は、競争入札参加資格審査申請書（別記第一号様式。以下「申請書」という。）を知事に提出しなければならない。

(三) 申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

1 法人にあつては登記事項証明書（外国法人にあつては、権限を有する本国の官憲が証明した同様の書類）、個人にあつては誓約書（別記第二号様式）

2 納税証明書（外国法人又は外国人にあつては、権限を有する本国の官憲が証明した同様の書類）

3 法人にあつては貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては資産負債調及び損益計算書

4 営業所の所在状況を記載した書類

5 営業に関して許可、認可等が必要とされる場合にあつては、これらを受けていることを証する書類（建築物清掃業者にあつては、建築物における清掃を行う事業の登録証明書の写し）

6 一般事業主行動計画の策定及び届出を行った者にあつては、都道府県労働局長に提出した当該届出の写し

7 一の(二)の10に定めるやまぐち女性の活躍推進事業者の登録を受けた者にあつては、当該登録証の写し

8 一の(二)の11に定める環境マネジメントシステムに関する国際標準化機構の認証

を取得した者にあつては、当該認証に係る登録証の写し
9 一の(二)の12に定める環境マネジメントシステムに関する一般財団法人持続性推進機構の認証及び登録を受けた者にあつては、当該認証及び登録を証する書面の写し

10 暴力団排除に関する誓約書（別記第三号様式）
11 1から10までに掲げるもののほか、知事が必要があると認める書類
(四) 申請書等の作成に用いる言語等

1 申請書及び(三)の3に掲げる書類は日本語で作成をし、その他の書類で外国語で記載されたものは訳文の付記又は添付をしなければならない。

2 添付書類に記載する金額については、出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十六条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載しなければならない。

三 官公需適格組合の特例

中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）に基づく事業協同組合で、山口県内に本店又は主たる事務所を有し、かつ、経済産業局長の官公需適格組合の証明を受けているものが、競争入札に参加することを希望する場合には、申請書に、二の(三)に掲げるもののほか、知事が別に定める書類を添えて、随時に、知事に提出することができる。

四 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、申請者に通知する。

五 審査事項等の変更の届出

競争入札参加資格を有する者は、次に掲げる事項について変更が生じたときは、競争入札参加資格審査事項等変更届（別記第四号様式）に二の(三)に掲げる書類（変更に係るものに限る。）を添えて、知事に提出しなければならない。

- (一) 住所
- (二) 商号又は名称
- (三) 代表者の氏名
- (四) 県との取引を担当する営業所の名称及び所在地
- (五) 代理人

(裏)

※		※資格区分								千円		
② 自己資本額												
※												
③ 流動比率		流動資産 (千円) ÷ 流動負債 (千円) × 100 = %										
※												
④ 機械装置等の残存価格	区 分	取 得 価 格 (A)			減 価 償 却 額 (B)			残 存 価 格 (A)-(B)				
	機 械 装 置	千円			千円			千円				
	車 両 運 搬 具											
	工 具 ・ 器 具											
※		計										
⑤ 職員数	職 員 数		左記のうち、清掃業務従事職員数		清掃業務に関する資格、免許等を有する職員		資格、免許等の名称			人 数		
	人		人							人		
※												
⑥ 障害者の雇用状況	常時雇用する障害者の数		人 数		雇用状況の報告義務の有無		有 ・ 無		法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者の数		人 数	
			人								人	
※												
⑦ 営業年数	営業開始年月		休 業 期 間				現組織への変更年月		営 業 年 数			
	年 月		年 月から 年 月まで				年 月		年 間			
※												
⑧ 清掃業務に係る営業年数	営業開始年月		休 業 期 間				現組織への変更年月		営 業 年 数			
	年 月		年 月から 年 月まで				年 月		年 間			
※												
⑨ 直前2年間の年間平均売上高	直 前 2 年 の 売 上 高			直 前 1 年 の 売 上 高			年 間 平 均 売 上 高					
	千円			千円			千円					
※												
⑩ 清掃業務に係る直前2年間の年間平均契約金額	直 前 2 年 の 契 約 金 額			直 前 1 年 の 契 約 金 額			年 間 平 均 契 約 金 額					
	千円			千円			千円					
※												
⑪ 子育て支援・女性の活躍推進	次世代育成対策推進法による一般事業主行動計画の策定及び届出の有無				有 ・ 無		やまぐち女性の活躍推進事業者の登録の有無			有 ・ 無		
※												
⑫ 環境マネジメントシステム	環境マネジメントシステムに関する国際標準化機構の認証取得の有無				有 ・ 無		環境マネジメントシステムに関する一般財団法人持続性推進機構の認証及び登録の有無			有 ・ 無		
※												
山口県との取引をする支店等	名 称						郵便番号					
	所 在 地						電 話		局 番			
	代表者の氏名						ファクシミリ		局 番			
	名 称						郵便番号					
	所 在 地						電 話		局 番			
	代表者の氏名						ファクシミリ		局 番			
	名 称						郵便番号					
	所 在 地						電 話		局 番			
	代表者の氏名						ファクシミリ		局 番			
	名 称						郵便番号					
所 在 地						電 話		局 番				
代表者の氏名						ファクシミリ		局 番				
※ 参加停止の期間												

注 / 「登録番号」欄は、新規の場合は記入を要しないこと。
 2 ※印欄は、記入しないこと。
 3 ①欄の(1)の「備考」欄は、小分類の種目をその他とする場合にその具体的な品目の内容を記入すること。
 4 ①欄の(2)の「備考」欄は、一つの希望順位内で大分類の種目をその他とし、かつ、小分類の種目をその他とする場合にのみ、その主要な業務の内容を記入すること。
 5 ④欄は、申請者が物品等の製造を主たる業とする者の場合にのみ記入すること。
 6 ⑥欄は、申請者が山口県内に本店若しくは主たる事務所を有する者又は建築物清掃業者の場合にのみ記入すること。
 7 ⑧欄及び⑩欄は、申請者が建築物清掃業者の場合にのみ記入すること。
 8 ⑪欄及び⑫欄は、申請者が山口県内に本店又は主たる事務所を有する者の場合にのみ記入すること。

第2号様式

誓約書

山口県知事様

申請者 住所
氏名

年月日

私は、地方自治法施行令第167条の4第1項各号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約します。

第3号様式

暴力団排除に関する誓約書

山口県知事様

郵便番号
申請者 住所
商号又は名称
代表者氏名

年月日

業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領別表参加停止措置基準第15号から第21号までに該当しないことを誓約します。

また、入札参加資格取得後においては、同基準第15号から第21号までに該当する行為を行わないことを併せて誓約します。

業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領別表参加停止措置基準抜粋 (暴力団排除)

- 15 役員等又は有資格業者の経営に事実上参加している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する団体(以下「暴力団」という。)又は暴力団対策法第2条第6号に規定する者(以下「暴力団員」という。)又は暴力団の構成員ではないが、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力団の不法行為等を行う者及び暴力団に資金や武器を供給するなどして、その組織の維持、運営に協力し若しくは関与する者(以下「暴力団準構成員」という。)であるとき。
- 16 役員等が業務に関し、不正に暴力団又は暴力団員及び暴力団準構成員(以下「暴力団関係者」という。)を使用したと認められるとき。
- 17 役員等若しくは使用人が、いかなる名義をもつてするを問わず、暴力団又は暴力団関係者に対して金銭、物品その他財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- 18 役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 19 役員等が、暴力団又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしてしていると認められるとき。
- 20 本県と締結した委託契約又は物品調達等の履行に当たり、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる会社等と知りながら、契約を締結したとき。
- 21 本県と締結した委託契約又は物品調達等の履行に当たり、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる会社等と知りながら、原材料等の購入、機材等の借入れ、又は産業廃棄物処理施設の使用をしたとき。

注 申請時においては、第15号から第19号までの規定中「役員等」とあるのは「申請者、申請者の役員及びその支店又は営業所(常時、業務委託契約又は物品調達等の契約を締結する事務所をいう。以下「代表者」と、第15号中「有資格業者」とあるのは「申請者」「申請者の使用人」と、第17号中「使用している」と、第17号中「使用人」とあるのは「申請者の使用人」と、「与えた」とあるのは「与えている」と、第20号中「を締結した」とあるのは「を締結している」と、第21号中「をした」とあるのは「をして」と読み替えるものとする。

第4号様式

競争入札参加資格審査事項等変更届

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号
住所
届出者
商号又は名称
代表者氏名
(電話番号)
(フマクシミリ)

局 番)
局 番)
(局 番)

下記のとおり 年 月 日から 年 月 日までの間の競争入札参加資格に係る審査事項等に変更が生じたので、関係書類を添えて届け出ます。
記

変更事項	変更年月日	変更前の	変更後の
		変更前	変更後



(一一六) 国営緊急農地再編整備事業(南周防地区波野(木地)換地区)の換地処分
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、
国営緊急農地再編整備事業の施行に係る南周防地区波野(木地)換地区の換地処分を次
のとおり行いました。

令和四年六月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 換地処分の年月日
令和四年六月八日
- 二 換地処分の内容

国営緊急農地再編整備事業(南周防地区波野(木地)換地区)換地計画書に記載さ
れた換地計画のとおり



山口県選挙管理委員会告示第七十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項
に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第
八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び
運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第一項に規定する選挙権を
有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつては
その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と
を合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に
八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じ
て得た数とを合算して得た数)は、次の表のとおりである。

令和四年六月二十一日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本 泰治

直接請求の種類	根拠規定	必要な有権者の数
県条例の制定又は改廃の請求	地方自治法第七十四条第一項	二二、七一二
県の事務の執行に関する監査の請求	地方自治法第七十五条第一項	二四一、九四八
県議会の解散の請求	地方自治法第七十六条第一項	二四一、九四八
県議会の議員の解職の請求	地方自治法第八十条第一項	下関市選挙区 七、一七六 宇部市選挙区 五、五八四 山口市選挙区 五、五八四 萩市選挙区 一、三三三 防府市選挙区 一、三三一 下松市選挙区 一、三三三 岩国市選挙区 一、三三三 光市選挙区 一、三三三 柳井市選挙区 一、三三三 美祿市選挙区 一、三三三 周南市選挙区 一、三三三 山陽小野田市選挙区 一、三三三 周防大島町選挙区 一、三三三 上関町選挙区 一、三三三 田布施町選挙区 一、三三三 平生町選挙区 一、三三三
知事の解職の請求	地方自治法第八十一条第一項	二四一、九四八
副知事、県の選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求	地方自治法第八十六条第一項	二四一、九四八
県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八十一条第一項	二四一、九四八



山口県日本海海区漁業調整委員会告示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十条第一項の規定により、次のとおり指示する。

令和四年六月二十一日

山口県日本海海区漁業調整委員会

会長 濱本 幾男

一 指示の内容

(一) 次のA、B、C、D及びAの点を順次結んだ線によって囲まれた海域において、錨等で船舶の位置を固定し、あみ等をまきえとして使用し、かつ、まぐろの採捕を目的として行うまきえづり及び当該まきえづりに係る遊漁案内行為（以下「まぐろまきえづり等」という。）は、禁止する。

A 北緯三五度〇三分一〇秒東経一三二度一三分五〇秒の点（日本測地系による位置）
 B 北緯三五度〇三分一〇秒東経一三二度一四分〇〇秒の点
 C 北緯三四度五四分一〇秒東経一三二度一四分〇〇秒の点
 D 北緯三四度五四分一〇秒東経一三二度一四分〇〇秒の点

(二) (一)にかかわらず、次の表の上欄に掲げる海域において、それぞれ同表の下欄に掲げる期間内に行うまぐろまきえづり等については、山口県日本海海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けた船舶（以下「承認船舶」という。）を使用して行う場合に限り、これを行うことができる。

海	域	期 間
次のa、b、c、d及びaの点を順次結んだ線によって囲まれた海域	次のa、b、c、d及びaの点を順次結んだ線によって囲まれた海域	令和四年七月一日から同年九月十五日まで
a 北緯三五度〇二分一〇秒東経一三二度〇七分五〇秒の点（日本測地系による位置） b 北緯三五度〇二分一〇秒東経一三二度〇七分五〇秒の点 c 北緯三四度五九分一〇秒東経一三二度〇七分五〇秒の点（日本測地系による位置） d 北緯三四度五九分一〇秒東経一三二度〇七分五〇秒の点	a 北緯三五度〇二分一〇秒東経一三二度〇七分五〇秒の点（日本測地系による位置） b 北緯三五度〇二分一〇秒東経一三二度〇七分五〇秒の点 c 北緯三四度五九分一〇秒東経一三二度〇七分五〇秒の点（日本測地系による位置） d 北緯三四度五九分一〇秒東経一三二度〇七分五〇秒の点	
e 次のe、f、g、h及びeの点を順次結んだ線によって囲まれた海域	e 次のe、f、g、h及びeの点を順次結んだ線によって囲まれた海域	
e 北緯三五度〇〇分一〇秒東経一三二度〇六分五〇秒の点（日本測地系による位置） f 北緯三四度五九分五〇秒東経一三二度〇七分〇〇秒の点	e 北緯三五度〇〇分一〇秒東経一三二度〇六分五〇秒の点（日本測地系による位置） f 北緯三四度五九分五〇秒東経一三二度〇七分〇〇秒の点	

f 北緯三四度五八分三二秒東經一三二度〇八分四一秒の点(日本測地系による位置にあつては、北緯三四度五八分二〇秒東經一三二度〇八分五〇秒の点)	令和四年九月十六日から令和五年一月三十一日まで
g 北緯三四度五七分〇一秒東經一三二度〇六分五一秒の点(日本測地系による位置にあつては、北緯三四度五六分五〇秒東經一三二度〇七分〇〇秒の点)	
h 北緯三四度五八分三二秒東經一三二度〇五分〇一秒の点(日本測地系による位置にあつては、北緯三四度五八分二〇秒東經一三二度〇五分一〇秒の点)	

- (三) (二)の承認(以下「委員会承認」という。)の申請は、次に掲げる者が行わなければならない。
- 1 漁業のために行う場合にあつては、まぐろまきえづり等に使用する船舶(以下「使用船舶」という。)を所有し、又は使用する漁業者
 - 2 遊漁案内行為のために行う場合にあつては、使用船舶を所有し、又は使用する遊漁船業者
 - 3 遊漁のために行う場合にあつては、使用船舶を所有し、又は使用する遊漁者
- (四) 使用船舶は、(二)の表の上欄に掲げる海域において、それぞれ同表の下欄に掲げる期間内に行うまぐろまきえづり等に関し、沿岸漁場整備開発法(昭和四十九年法律第四十九号)第二十四条第一項に規定する漁場利用協定で、八里ヶ瀬漁場利用協定書という名称の書面により平成六年六月一日に締結されたものを締結した団体の構成員が使用する船舶又は当該漁場利用協定と同等の内容のまぐろまきえづり等の規制を遵守する旨を委員会に対し誓約した者の使用する船舶でなければならない。
- (五) 委員会承認を受けた者は、まぐろまきえづり等を行う間、委員会の交付する承認証を承認船舶に備え付けるとともに、委員会が別に定める様式による標旗を当該承認船舶の船橋の見やすい場所に掲げなければならない。
- (六) 委員会承認を受けた者は、承認船舶を使用して(二)の表の上欄に掲げる海域において、それぞれ同表の下欄に掲げる期間内に行うまぐろまきえづり等に関し、委員会が漁業調整上必要と認めて指摘した事項を遵守しなければならない。
- (七) 委員会が漁業調整上必要があると認めるとき又は委員会承認を受けた者がこの告示による指示に違反したときは、委員会承認を取り消すことができる。
- 二 指示の有効期間
令和四年七月一日から令和五年六月三十日まで

令和四年六月二十一日
印刷発行

発行人所

山口県知事